

第 78 回(令和6年度第2回)札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和6年12月26日(木) 15時30分～17時15分

2 場所 ORE 札幌ビル 8階 会議室5

3 議題

(1) 諮問事項の審議

【諮問第150号】市長(保健福祉局総務部調整担当課)

令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

(2) 報告事項

情報公開制度の実施状況、個人情報保護制度の運用状況、札幌市情報公開条例第10条に基づく存否応答拒否決定、札幌市の施設に設置する監視(防犯)カメラの取扱状況の報告

4 出席者

(1) 委員(五十音順)

奥谷 直子	小倉 一志	金子 長雄	津田 智成
徳満 直亮	光崎 聡	南 弘征	米田 雅宏

(2) 市の機関(諮問機関)

【諮問第150号】

保健福祉局総務部調整担当課長	宮
保健福祉局総務部調整担当課調整担当係長	木下
保健福祉局総務部調整担当課調整担当係	戸田

(3) 事務局

総務局行政部長	永澤
総務局行政部行政情報課長	須田
総務局行政部行政情報課情報公開担当係長	中山
総務局行政部行政情報課個人情報担当係	上田

5 議事の概要

(1) 開会

(2) 諮問事項の審議

【諮問第 150 号】市長（保健福祉局総務部調整担当課）

令和 6 年度札幌市定額減税補足給付金（調整給付）の支給に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

- 市の機関から諮問内容の説明を受け、審議を行った。
- 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

令和 6 年度札幌市定額減税補足給付金（調整給付）の支給に関する事務のスケジュールについて

- ・ 今回の第三者点検については、給付金支給のスケジュールが非常に短期間であるため事後点検となったとの説明を受けたが、実際のスケジュールを時系列に沿って説明してほしい。

→ 今回のこの調整給付については、まずベースになる定額減税手続があり、この定額減税は、まず 6 月の給与から計上するという流れとなっている。その際に今回の調整給付に使用する税情報として、令和 6 年度の住民税情報を使うこととなるが、その税情報自体は通常 5 月から 6 月にかけて確定する。その確定した税情報からまず定額減税を行い、その後速やかに調整給付を支給する、という流れが国から示されている。したがって、札幌市としては、確定した税情報に対して実際にどれぐらいの人数が対象なのかという点を確認し、そこから第三者点検が必要かどうか判断するところからスタートする。

今回の第三者点検については、対象者の人数について、まず全項目評価書の作成のしきい値である 30 万人を超えるということが確定したのが令和 6 年 6 月末であり、そこから早急に実際の調整給付を行うスケジュールを確定し、実際には令和 6 年 7 月に「支給のお知らせ」等関係文書の発送を行った。

その後、令和 6 年 8 月に実際の支給を開始したため、第三者点検の際には必須となっている住民等からの意見の募集期間が確保できないということから、実際の給付を優先し、事後に第三者点検を行うこととした。

- ・ 公金受取口座を使った方と使ってない方では、支給までの期間がどの程度短縮されたのか。公金受取口座を登録した方に支給するのと、登録していない方に対して申請書等を送付し回答があり次第支給するというやり方と、どちらがどれくらい早くなったというデータはあるか。

→ まず公金受取口座を登録した方については、「支給のお知らせ」というものを送付することになるが、この場合は特段返送いただく手続等は発生しない。しかし、口座変更や調整給付の支給辞退を受け付ける期間を2週間程度設けることになっており、その後実際に振り込むこととなるため、公金受取口座を登録した方に対しては令和6年8月27日及び28日に分けて調整給付金を支給した。

一方確認書による手続した方については、書類を返送いただいて、事務センターで受付をしてから、大体1か月程度で支給した。

したがって、「支給期間の短縮」という面では、公金受取口座を登録している方もしていない方もあまり変わらない。公金受取口座を登録することによる一番のメリットは、書類の返送手続等が不要となり、待っていれば、給付金が口座に振り込まれるということである。

また、確認書について、添付書類に不備があった場合は、さらに支給が遅れるという流れになる。先述した1か月程度での支給というのは、返送された書類に全く不備がなかった場合である。

- ・ マイナンバーポータルで公金口座を登録する際、「実際にその人がその口座を持ってるか」という確認はないはずである。今回の調整給付金について、冒頭に「支給事務を緊急に行う必要があった」という説明があったが、実際の支給に2か月〜3か月かかるのであれば、それは果たして「緊急」と言えるのかどうか疑問に思う。

また、その支給後に、速やかに第三者点検を行うこととなっていると思うが、調整給付金の最初の支給が終わってから3か月经ってから事後評価を行うということが果たして「速やか」と言えるのか疑問に思う。

今回のやり方については何かよほどメリットがあれば行う意味もあるのかもしれないが、実質的には今説明のあったように、公金受取口座を登録している場合と紙で申請する場合の両方の場合を処理することとなり、仕事が増え、かつ、システムやそれに付随するサーバも増えるということになると、

結局事務の煩雑さだけが残るように思う。

資料別紙1（令和6年度札幌市定額減税補足給付金（調整給付）の支給に関する事務の流れ）について

- ・ 別紙1について、「①対象者の抽出」というものが一番左側にあって、その一番下の部分に「アウトプットファイル」があり、その欄の一番下に「調整給付支給額情報」がある。一方、その隣の「委託業者A」の欄に「アウトソーシングデータ」があり、その下の方に「調整給付支給額データ」がある。「調整給付支給額情報」と「調整給付支給額データ」は同じものとして理解してよい。
- 「調整給付支給額データ」は「調整給付支給額情報」から作成しており、別のデータとなる。
- 具体的な作業としては、札幌市で作成した「インプットファイル」の情報を国が作成した算定ツールに入れると「アウトプットファイル」が出力される。その後、「アウトプットファイル」から必要な情報のみ抽出し委託業者Aに提供する。「調整給付支給額情報」と「調整給付支給額データ」は完全一致する情報ではない。
- ・ 別紙1の「②公金受取口座の照会」の右側部分にある「口座情報」の照会に関して、国の所管する中間サーバに照会する際には機関別符号Aから機関別符号Bに変換されるとのことだが、市に口座情報が回答されるときには団体内統合宛名番号に付して回答するという説明であった。この場合、回答の際には機関別符号に変換されないのか。
- 市から照会を行う際には機関別符号A及びBに変換されることになるが、回答（口座情報が返ってくる）の際には、機関別符号等は添付されていない。

札幌市の業務システムについて

- ・ 別紙1には多くのシステムが記載されているが、システムやサーバはこれだけないと業務ができないものなのか。国が作成しているシステムの部分は仕方ないと思うが、札幌市のみが使用しているシステムだけでもかなりの量がある。個人情報扱う機会が増えることにそのリスクは増えるため、多数のシステムがなければ今回の調整給付金の業務が履行できなかったのかとい

う点について見解を伺いたい。

→ 今回の調整給付に関する業務には必須のものとなる。

- ・ このようにシステムを分けて作っている根拠は何かあるのか。用途別に作ったのか、予算の都合で増えていったのか、積極的にシステムを複数作成した理由があれば伺いたい。個人情報に触れる機会が増えるということはそれだけ漏えい等のリスクが増えるというように考えるべきなので、セキュリティの観点からいくとなるべくシステムは少ない方がいいと思われる。

→ システムの作成の経緯については即答ができないため、システム全般を所管する部署に確認の上、後日回答する。

全項目評価書について

- ・ 全項目評価書のP20に「特定個人情報の保管・消去」という欄があり、「①保管場所」の欄に「保管する機会が存在しない。」と記載があるが、その一方で「②保管期間」の欄には「期間5年」と記載がある。これは矛盾しないのか。また、特定個人情報に紐づいている情報は原則同じ扱いをされると思われるが、その情報が5年間保存される、という理解で良いか。

→ この部分については、評価書を作成する段階で判断に迷うところではあったが、今回の調整給付事務としては直接マイナンバーそのものを扱わないため、「特定個人情報」そのものを保管しているものではない。一方で、調整給付金の支給に関する書類や資料は保管しているため、その保存年限として5年という記載を行った。

- ・ 特定個人情報そのものを持ってないため、保管・消去の機会は存在しない、という解釈で全て記載するのか、特定個人情報と紐づく可能性があるものに関しては全て5年保存である、という解釈記載すべきなのか、について、見解が分かれるところではないかと思う。

特定個人情報そのもののみについて記載すると解釈する場合は、このP20に保存期間を記載するべきではないと思われるし、特定個人情報と紐づく可能性のあるもの全てを含む、という解釈をする場合は、保管場所や消去方法についても記載するべきであると思うので、いずれかにそろえた方がよい。

→ 御指摘のとおり、特定個人情報の範囲（定義）について確認の上、修正を行う。

- ・ この「特定個人情報の保管・消去」の欄については、先行例を確認した上で、全項目評価書の修正を行うべきである。

○ 審議の結果、令和6年度札幌市定額減税補足給付金（調整給付）の支給に関する事務における特定個人情報保護評価書に基づく特定個人情報ファイルについて、「特定個人情報の保管・消去」の記載方法を確認し、所要の修正を行って、後日委員に報告することとした上で、妥当である旨を答申することとなった。

(3) 情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況等の報告

令和5年度の情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況の報告

○ 事務局から令和5年度の情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況について報告があった。

○ 委員からの主な発言内容及び事務局との質疑内容は、以下のとおり。

- ・ 資料P43の上とP45の上に過年度との比較表があるが、令和3年と4年と5年の処理中の部分に数字が残っている。その下の※印の部分に、各年5月31日時点の処理状況を示していると補足されているが、令和3年とか4年に処理中であったものは既に事務処理が終了していると思われる。この「各年5月31日時点」の処理の状況を記載している意味は何か。

→ 例えば令和3年度の件数だと、令和4年5月31日時点でどこまで処理していたか、という状況を表している。令和4年、令和5年も同様の5月31日時点の処理状況を記載しているが、同じタイミングでどのような処理状況であったか、という経過を比較するために記載している。したがって、お見込みのとおり実際には現時点において終了しているものも含まれている。

- ・ 「5月31日」という日付に何か意味があるのか。

→ 年度の終了日が3月31日であることから、集計としては3月31日までであった請求を計上している。当然3月31日当日に請求が来たものも含めて計上しているため、3月31日時点の処理状況を記載してしまうと、全て「未処理」として計上されてしまうことから、2か月程度経過を見た上で、なるべく決定に沿った数字になるように「5月31日」を締め日としている。一方でこれは締め日の定め方の問題でしかないので、当然締め日をずらせば数字は変わってくる。

- ・ 今回情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況ということで報告を受けており、これは主に公開決定等及び開示決定等における開示・非開示の状況だと思われるが、その決定に対する不服申立てがどれぐらいあったかという点については、この報告内容の中には含まれているか。

→ 今回の審議会への報告内容の中には、不服申立ての件数は含まれていない。年に1回札幌市の公式ホームページや事務局が所管している市政刊行物コーナーでは情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況を公表している。その際には不服申立ての処理状況等も掲載している。

- ・ 可能であれば、今後は不服申立ての件数も報告していただきたい。また、答申を審査会の中で出した結果、その後諮問庁が答申どおりに裁決をしたか否かについての記録も報告していただきたい。

→ 承知した。

存否応答拒否事案の報告

- 事務局から存否応答拒否事案について報告があった。

市の施設に設置している防犯カメラの取扱状況の報告

- 事務局から市の施設に設置している防犯カメラの取扱状況について報告があった。

(4) 閉会